

島のくらしをおすそわけ
〜冬コース〜

○豆腐とおから料理づくり

・日時

平成27年1月15日(木)
午前9時〜午後1時

・場所

工房ふきのとう

(志佐)

・体験料 1500円

・受入人数 5〜6人

・募集締め切り 1月5日(月)

※昼食あり

※申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット
ワーク事務局(農林課内)
☎0820(79)1002

もうすぐお正月

しめ縄作り体験学習参加者募集!親子での参加大歓迎!

■日時

12月22日(月) 午後2時〜3時30分

※午後1時30分より受け付け

■対象 町内外を問わず、どなたでも参加できます。

■参加費 無料

■募集定員 50名(先着順)

■場所 東和総合センターふるさと

研修室

■申し込み・問い合わせ 社会教育課

☎0820(78)2205

フェリー「しらきさん」運休のお知らせ

フェリー「しらきさん」は、定期検査のため平成27年1月20日(火)から2月3日(火)まで運休となりますので、伊保田港には寄港いたしません。

詳しくは周防大島松山フェリー(株)までお問い合わせください。

◆問い合わせ 周防大島松山フェリー株式会社
☎0820(75)1575

国民健康保険制度の自己負担限度額が変わります(70歳未満の方)

国民健康保険の被保険者が高額な医療費を支払ったとき、自己負担限度額を超えた分について、申請により高額療養費として支給されます(ただし、合算する際は21,000円以上の自己負担額が対象となっています)。

平成27年1月診療分から、制度改正に伴い70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、現行の3区分から5区分へと細分化されます(区分は所得によって判定されます)。なお、70歳以上75歳未満の方の自己負担額限度額については、これまでどおりで変更はありません。

(現行)

▼平成26年12月診療分まで(3区分)・・・(月額)

所得区分	総所得金額等※1	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者	600万円超	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

(改正後)

▼平成27年1月診療分から(5区分)・・・(月額)

所得区分	総所得金額等※1	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者	901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 総所得金額等=総所得金額-基礎控除(33万円)

※2 過去12か月間に、同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502